



令和5年度  
市P協のしおり【2】

— 事務関連 —

【全校共通】

横須賀市PTA協議会

---

# 市P協のしおり【2】 事務手続き関連 もくじ

重 要 .....	P1
1. PTA調査票について .....	P2
2. 市P協会費納入のお願い .....	P2
3. 家庭教育学級補助金 .....	P3
4. その他 .....	P5
(1) 横須賀市PTA協議会及び事務局について	
(2) 市P協ホームページについて	
(3) よこすかPTAサポート PTA活動補償制度について	
(4) お願い	

## ◆ 添付書類

書類名	右上番号	対象PTA	提出締切日
令和5年度PTA調査票	A1	全単位PTA	令和5年5月8日(月)必着

## ◆ 家庭教育学級補助金の書類は、市P協HPからダウンロードお願いします。

<https://pta-yokosuka.com/download/>

R4年度から変更されていますので最新版をご使用ください。



家庭教育学級補助金関連	A2		-
【申請書】【報告書】【収支報告書】例	A2-①	希望PTAのみ	
申請書	A2-②		①令和5年10月26日(木) ②令和5年12月20日(水)
報告書	A2-③		令和6年3月上旬頃まで
アンケート集計結果	A2-④		
アンケート参加者配付用	A2-⑤		報告書と一緒に市P協へ

## 【重要】5月になりましたら、ご対応をお願いします

- ◆ PTA調査票の送付【全校】 締切 5月8日(月)
- ◆ 会費振り込み【全校】 5月8日(月)~6月30日(金)

- ◆こども110番の家見舞金制度申込書の送付【任意】

資料は2月に別途配付済です。

→申込締切 : 5月12日(金) 必着

→保険料振り込み : 5月8日(月)~5月26日(金)

※上記2件の振込は5月に入ってからお願いします。

※振込の際、通帳に学校名が途中までしか印字されない場合がありますので、横須賀市立は不要で大丈夫です。

## 【重要】PTA活動補償制度 について

資料は2月に別途配布済です。

→申込締切 : 3月17日(金)

→掛け金振り込み : 4月14日(金) 厳守

◆ご入金が遅れますと、4月1日から補償できなる場合がありますので、ご注意ください。

◆振込口座は、市P協会費の口座とは違いますのでご注意ください。

◆詳しくは「PTA活動補償制度【ご案内】」をご参照ください。

## 1. PTA調査票について 【書類A1】

本調査票のデータは、市教育委員会へ提出し、また市P協・県PTA協議会の会費を算出させていただきますので、お間違えないようご記入ください。 ※5月1日時点の数字でご記入ください。

5/8(月)までに事務局までご提出(学校メール便またはFAX)をお願いします。市教育委員会及び県PTA協議会への提出締切が近いため、締切までのご提出にご協力をお願いします。

## 2. 市P協会費納入のお願い

(1) 市P協会費納入金額 ※R5年度から変更になっています。

### 60円×PTA加入世帯数(加入保護者世帯+加入教職員数)

※5月1日現在のPTA加入世帯数(書類A1⑤に記載した数字)にて算出

※ろう学校と養護学校は、『60円×PTA加入保護者世帯数(書類A1①に記載した数字)』で算出。

(2) 振込についてのお願い

①会費は銀行振り込みにてお願いします。現金にて受領はいたしません。

②5/8(月)以降に振り込みをお願いします。(4月末まで市P協は令和4年度なので、4月中に振り込まないでください)

③会費は単独で振り込んでください。市P協への他の振込金(すかさぽ補償、こども110番の家保険料等)と一緒に振り込まないでください。

(3) 納入期限

令和5年6月30日(金)

(4) 振込先

①下記、金融機関の市P協指定口座(5月8日以降有効)に振り込みをお願いします。

②振込金受取書が領収証になり、市P協からの領収証は発行しません。

③振込手数料がかかった場合は、単位PTAでご負担下さい。

④下記信用金庫の窓口からお振り込みの場合、市P協宛の振込手数料は免除されます。振込の際に、「横須賀市PTA協議会宛の振込は、手数料が免除されていると聞いています」とご確認ください。

⑤専用振込用紙は用意していません。

⑥振込の際、通帳に学校名が途中までした印字されないため、『横須賀市立』は無くても大丈夫です。

#### ◆湘南信用金庫 本店営業部

店番号 001 口座番号 普通 0090948

名義 横須賀市PTA協議会 会長 櫻井 聡(さくらい さとし)

#### ◆かながわ信用金庫 本店営業部

店番号 001 口座番号 普通 1270552

名義 横須賀市PTA協議会 会長 櫻井 聡(さくらい さとし)

### 3. 家庭教育学級補助金 【書類A2】

令和5年度版

#### 【改めてご確認ください】

- ① 家庭教育学級補助金は家庭教育振興に係る各種事業への補助金です。
- ② 課業時間内に実施する事業(授業、学校主催の行事等)は対象外です。  
→(6)①参照

#### 主な変更点

- ・予算書、会計報告書には、謝礼以外にかかる(かかった)経費の全てを記載してください。
- ・謝礼以外の領収書の提出は不要ですが、もしも、提出を求められた時に提出ができるよう、きちんと単Pで領収書の保管をお願いいたします。
- ・最終締め切りが早まりました。

#### (1)家庭教育学級補助金の目的

家庭教育学級は、各校PTAが各々の問題意識に基づいて、家庭教育振興に資する課題を自主的に設定し実施するものです。各家庭で親が子どもと向き合うべき様々な課題について理解を深めてもらうことを目的としています。

#### (2)対象

横須賀市PTA協議会に所属する全ての単位PTA

#### (3)補助金額

1事業1口上限2万円、2口(条件付)まで。1校2事業まで。1校上限4万円まで。  
講師の謝礼金が2万円以下の場合は、実費の金額。

#### (4)主催・事業内容について

- ①PTA主催、PTA会長名で保護者にご案内が出された講演会・講習会等とします。
- ②趣味的な事業については、家庭教育に結びつくものは可とします。  
ヨガ・フラダンス・フラワーアレンジメント・アロマ等。
- ③趣味的な事業、また講演会や講習会でも、内容を審査した上で、市P協と市教委の判断により支給が適当でないとは判断する場合がありますのでご了承ください。

#### (5)申請条件など

##### ①参加見込み人数について

申請時点の参加見込み人数は、学校規模(児童生徒の人数)により以下のように分けます。

##### (a)一口の場合

100人未満 10人以上

200人未満 15人以上  
200人以上 20人以上

(b)2口の場合

- ・10万円以上の講師料であること。
- ・参加見込み人数
- 100人未満 20人以上
- 200人未満 30人以上
- 200人以上 40人以上

②参加見込み人数以上の多くの方に参加してもらえるような努力をお願いします。(広報や開催方法、参加しやすい時間帯の検討など。最初のご案内だけでなく、その後もマチコミや広報紙などでPRするなど。)

(6)支払い不可の事業・内容など

- ①課業時間内に実施する事業(授業、学校主催の行事等)は対象外。  
※ただし、課業時間内でも、PTA主催の保護者向けの事業は対象になります。
- ②「講師の食事代」「材料費」「食材費」「参加者へのお茶菓子代」などは対象外。
- ③講師が公務員の方への支払いについては対象外。
- ④親子工作教室は、教室開催に必要な費用が市教委から神奈川土建組合に委託料として支払われているので対象外。
- ⑤講師への、花束代、お礼の品などは原則対象外。交通費は講師料に込みでお支払いください。
- ⑥参加者のバスチャーター代や交通費は対象外。
- ⑦娯楽的な事業は対象外。  
・ボーリング大会、カラオケ、観光、テーマパーク、ビール工場見学等

(7)申請書について(添付書類A2-②)

- ①申請書には、必ず予算書部分も記載してご提出ください。収支は合わせてください
- ②予算書には、謝礼以外にかかった全ての経費をご記入ください。
- ③全ての事業において、保護者へのご案内を申請書に添付してください。
- ④申請書の内容に、その事業がどのように家庭教育に結びつくものなのか(実施目的・意義)を記載してください。
- ⑤承認されましたら、市P協から「承認通知書」を送付します。

(8)報告書(添付書類A3-③)・支払いなど

報告書は記入漏れの無いようにご提出ください。

- ① 11月、1月に開催する役員会と市教委生涯学習課で審査し、結果をご連絡します。申請内容によっては時間がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ② 受付・承認・支払いは第1回申請分から順次行います。第2回の締め切り時点で補助金が残っていない場合には、申請を受理できないまたは満額お支払できない場合がありますので、早めの申請をお願いします。また第1回の時点でも、申請事業が多い場合には、請求金額が満額払われ

ない可能性がありますのでご了承ください。

- ③ 事業終了後、市P協に「報告書」「領収書(コピー可)」、「収支報告書(参加費を取る場合)」、「報告書の裏の集計表(記入)」「参加者から回収したアンケート」「承認通知書」を、市P協事務局に送付してください。書類が全て提出されましたらお支払いを行います。
- ④ 申請が通った後でも、報告書の内容(申請書と虚偽がある等)によっては、お支払いできない場合がありますのでご了承ください。

#### (9)申請の締切(R5年度)

第1回締切 令和5年10月25日(水)

第2回締切 令和5年12月20日(水) 最終

#### (10)アンケートのご協力をお願い(添付書類 A2-④集計、A2-⑤参加者配付用)

- ① 参加者に配付してもらうアンケートを同封しています。
- ② 単Pにて参加者に配布・回収して、報告書と一緒に、集計、アンケート原本を市P協にご提出ください。
- ③ アンケートは義務ではありませんが、今後も補助金事業を継続していく為にご協力をお願いします。

#### (11)その他

- ① 保護者の参加を見込まずに、補助金だけを申請するのはご遠慮ください。
- ② 講師が公務員の場合は、謝礼などの扱いに注意してください。
- ③ 本補助金の詳細については、運営委員会などで各委員会の委員長にも周知してください。
- ④ 本資料に記載されていない事項や、他にも何かあった場合には、市P協と市教委で相談して判断させていただきますので、ご相談ください。

ご不明な点は市P協事務局までお問い合わせください。

## 4. その他

### (1) 横須賀市PTA協議会及び事務局について

#### ◆連絡先

〒238-0006 横須賀市日の出町3-19-16 横須賀三浦教育会館内5F

TEL 046-824-1478 FAX 046-824-1480

E-mail: [office@pta-yokosuka.jp](mailto:office@pta-yokosuka.jp)

#### ◆業務時間

事務職員：浅井 香緒里

祝祭日を除く 月～金 11時～16時(休憩 12時～13時)

※常駐職員は1名です。

・業務の為の外出、会議やイベントなどがある場合には、事務局が不在になります。

確実に連絡をとりたい方は、メールをご利用ください。

→市P協から返信の際、メール不達などのトラブルが多いため、ご連絡の際のメールアドレスには、できましたら携帯キャリアメール(@docomo.ne.jp、@i.softbank.jp、@ezweb.ne.jp、など)は使用しないようお願いします。インターネットサービスプロバイダが供給するメールアドレス、もしくはGmailやYahoo!メールなどのフリーメールアドレスの使用をお願いします。

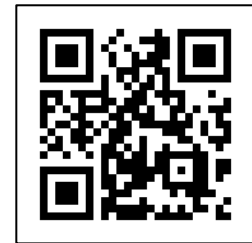
## (2)市P協ホームページについて

◆最新情報が確認できます。

- ・各单位PTAや学校に配布した資料のお知らせ、閲覧、ダウンロード
- ・講習会、研修会の日程のお知らせ
- ・活動予定、活動報告 など

◆色々な情報が得られます。

- ・図書ボラBlog
- ・学校図書館ボランティアのお役立ち情報
- ・広報紙コンクール入賞作品、市P協広報紙 など



横須賀市PTA協議会 ホームページURL : <https://pta-yokosuka.com/>

スマホからも閲覧できます。(右上QRコードを読み込んでください)

## (3)よこすかPTAサポート PTA活動補償制度

市P協に加入している単位PTAしか加入できません。個人の加入はできません。加入は任意です。H30年度までは、県の安全互助会に加入していただいていたのですが、令和元年度より市P協が独自に運営を始めました。PTA活動が安心して行えるように、ぜひご利用ください。

※学校行事や活動でも、PTA 会長が事前にPTA活動の一環と認めたものであれば、補償の対象になる場合があります。

※市P協の活動は、各校PTA活動の一環として扱っていただき、もし市P協役員・委員の方が市P協活動に係わる件で事故に遭われたり怪我などされた場合には、各单位PTAにて「よこすかPTAサポート PTA活動補償制度」をご使用いただけますようお願いいたします。



## (4)お願い（運営委員会などで、各委員長にも周知をお願いします）

### ①学校通送便について

市P協と、市立各校は、教育委員会の学校通送便にて書類などの送付ができます(詳細については、教頭先生や事務職員の方にご確認ください)。ただし締切間近に通送便をご使用になる場合は、事務局へご一報くださいますようお願いいたします。(市P協は書類を市教委に取りにいく必要があるため)

### ②市P協主催の講演会・講習会の出欠票について

市P協主催の講演会・講習会などの出欠票は、出欠の有無にかかわらず、**全校に返信**をお願いしています。出席者がゼロの場合でも、欠席とご記入の上、事務局まで返信をお願いします。未提出の場合、参加者がいないのか、用紙が何らかの手違いで届いていないのか、の判断がつかない為です。

### ③市P協主催の講演会・講習会などの募集方法について

本来、PTA会員の保護者が市P協の講演会・講習会やイベントに参加する際には、単P会長の事前の承認が必要になります。(PTA保険の適用などのため)

ただ、コロナ禍でPTA保護者が学校に入れなくて保護者に募集をかけられなかったり、多くの保護者の方が気軽に申し込めるように、保護者から直接市P協に申込みができるようにする場合があります。

そこで、こうした市P協の事業に関しまして、単P会員の方から直接応募を受ける際に『所属する小中学校のPTAの活動の一環として応募します』という確認チェックを頂きますので、PTA会長の承認のもとに参加していると判断して保険の対象といたします事を予めご了承ください。参加者リストは市P協で管理し、ご依頼があれば提出いたします。

### ④市P協の講習会、講演会、イベントにおいてのお願いと注意事項

市P協講演会、イベントの様子は、市P協スタッフにより写真撮影させていただき、市P協のホームページ及び広報紙などに掲載させていただく場合がありますのでご了承ください。なお、個人情報・著作権・肖像権の観点から、ビデオ撮影はご遠慮ください。また、写真撮影につきましては、講師以外の方の顔が写っている場合には、各校広報紙への掲載及びツイッター、Facebook など Web 上への公開はご遠慮ください。

また近年は、講師のスライドをスマホで撮影するのもお断りしています。主な理由は、講師によっては撮影して欲しくないスライドがあったりすること、またシャッター音によって、参加者が講師のお話が聞きづらくなるためです。ご理解の上、皆様のご協力お願い致します。

### ④各单位PTA広報紙について ※教頭先生、広報委員長にもお伝えください

- ・今年度発行される**広報紙を1部**、市P協事務局へご提供ください。
- ・他校への広報紙配布は任意ですが、全校への広報紙配布を希望する場合は、封筒の表に『全校(または配布して欲しい学校)+市P協に配布お願いします』と書いて、学校通送便にのせてください。市役所の学校通送便担当の方が各校に振り分けてくださいます。また、A4サイズより大きい広報紙については、必ず半分に折った状態で学校通送便に乗せてください。

※令和5年度・小46校、中23校、特別支援2校 計71校